

第七十五回国会 大蔵委員会 議録第五号

昭和五十年二月十二日(水曜日)

午後五時六分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 越智 伊平君

金子 一平君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

坊 秀男君

村岡 兼造君

山中 貞則君

松浦 利尚君

村山 喜一君

荒木 宏君

坂口 力君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 大平 正芳君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵省主計局長 辻 敬一君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

大蔵省理財局長 吉瀬 維哉君

厚生省公衆衛生局長 佐分利輝彦君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

二月八日

第一類第五号

大蔵委員会議録第五号

昭和五十年二月十二日

辞任

廣沢 直樹君

補欠選任

正木 良明君

同日

辞任

正木 良明君

補欠選任

廣沢 直樹君

二月十日

企業組合に対する課税の適正化に関する請願外

一件(三塚博君紹介)(第三二五号)

同(宮澤喜一君紹介)(第三二九号)

自動車損害賠償責任保険料の算定等に関する請願

(今井勇君紹介)(第三二六号)

同外三件(宇野宗佑君紹介)(第三二七号)

同外一件(上田茂行君紹介)(第三二八号)

同(内海英男君紹介)(第三二九号)

同(小沢一郎君紹介)(第三三〇号)

同(越智伊平君紹介)(第三三一号)

同(大石武一君紹介)(第三三二号)

同(大橋武夫君紹介)(第三三三号)

同(金子岩三君紹介)(第三三四号)

同(龜岡高夫君紹介)(第三三五号)

同(嶋田宗一君紹介)(第三三六号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三七号)

同(瓦力君紹介)(第三三八号)

同(倉成正君紹介)(第三三九号)

同(佐藤孝行君紹介)(第三四〇号)

同(櫻内義雄君紹介)(第三四一号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第三四二号)

同(白濱仁吉君紹介)(第三四三号)

同(曾波茂君紹介)(第三四四号)

同外三件(田澤吉郎君紹介)(第三四五号)

同(田中正巳君紹介)(第三四六号)

同(高島修君紹介)(第三四七号)

同(高見三郎君紹介)(第三四八号)

同外一件(竹内繁一君紹介)(第三四九号)

同(竹下登君紹介)(第三五〇号)

同外三件(竹中修一君紹介)(第三五一号)

同(中村弘海君紹介)(第三五二号)

同(西岡武夫君紹介)(第三五三号)

同(野原正勝君紹介)(第三五四号)

同(長谷川峻君紹介)(第三五五号)

同(旗野進一君紹介)(第三五六号)

同(細田吉蔵君紹介)(第三五七号)

同(山口敏夫君紹介)(第三五八号)

同外二件(山下元利君紹介)(第三五九号)

同(渡部恒三君紹介)(第三六〇号)

同外三件(熊谷義雄君紹介)(第三九四号)

大和基地跡地の公共的利用に関する請願(長谷川正三君紹介)(第三九三号)

付加価値税の新設反対等に関する請願(佐藤樹君紹介)(第三九五号)

同(佐野進君紹介)(第三九六号)

同(高沢寅男君紹介)(第三九七号)

同(竹村幸雄君紹介)(第三九八号)

同(武藤山治君紹介)(第三九九号)

果実水等に対する物品税の免税点引上げに関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第四〇〇号)

庶民預貯金の減価補償に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四〇六号)

同(桐たんとすに対する物品税に関する請願(森下元晴君紹介)(第四〇九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、金融に関する件について、来る十四日、日本銀行総裁森永貞一郎君に参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上村委員長 昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 たいま議題となりました法案について、若干の質疑をいたします。

まず第一点、大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、予想外の税の増収を見た、異常に多額の剰余金が発生した、その理由について、なぜこういう異常状態だったのか、その点についてお聞かせいたしたいと思っております。

○辻政府委員 たいまお尋ねの四十八年度の剰余金の発生の理由につきまして、御説明申し上げます。

四十八年度の財政法第六条の剰余金の額は六千八百九十一億円でございます。異例の大きな額であったわけでございます。これにつきましては、

税外収入でございますとか、歳出の不用でございますとか、そういう要素もございすけれども、主として租税収入が予想を上回って異常に増加したことに由来するものと考えられるのでございす。

このように租税収入が予想を上回って増加いたしました主な原因は、申告所得税のうち土地の譲渡所得分、これが地価の高騰でございすとか、あるいは四十九年からの税率の引き上げを控えての駆け込みなどの影響から大幅に増加いたしましたことによるものでございす。

そして、このような土地の譲渡所得に関する増収は三月の確定申告によって生ずるものでございすので、四十八年度の場合、その額が明らかになつた時期は四十九年の四月の後半に入つてからでございす。このために、年度内の国債発行の減額によって対処し切れなかつたわけでございまして、かような相当多額の剰余金を発生いたしました次第でございす。

○松浦利委員 いま局長のほうから多額の剰余金が出た理由が述べられたわけでありすが、その中に、主として大きな問題としては、土地税制の引き上げに伴う駆け込みが多かつたということの御指摘があつたわけでございす。しかし、これが事前に予測できなかったかどうかということについては、私は非常に疑問があると思つておられます。税制調査会に出された資料を見させていただきます。税制調査会に出された資料を見させていただきます。税制調査会に出された資料を見させていただきます。

この資料によりますと、昭和四十四年から四十八年の五カ年間に五百二十六千件の譲渡件数が計上されておるわけでありす。しかも譲渡面積が百五十万八千ヘクタール、金額にして四十四兆、こういう数字が計上されておるわけでありすが、これを詳細に見てまいりますと、実は昭和四十四年から四十五年、五兆円程度の譲渡価額総額であつたの比へて、四十七年から一〇%の税率が一五%に引き上げられるという段階になりす。

昭和四十六年で八兆円、対前年にして約五二%の増加をしておることが数字上出てきておるわけでありす。

したがって、四十八年度には、さらに一五%が二〇%に引き上げられるということはずで法律のたてまえからいって明らかであつたわけでありすから、こうした四十六年度の駆け込みというものも想定いたしますと、昭和四十八年度についても、大幅な十五兆という、対前年にして七三%増ということについては、当然予測できたはずなのでありす。いま局長が言うように決算をしてみた段階でこういうふうになつたというのは明らかと言ひ逃れでありまして、少なくとも大蔵省自身が把握しておる統計数字から前提をしていくなら、そういった駆け込みによる増収、譲渡の増加ということとは、当然察知できたものというふうには私は理解をすのです。

そこで、大蔵省にお尋ねをしておきたいのは、一体、大蔵省自体はこういったものについて、たまたま四十八年度は非常に多かつた、特例措置で五分の一のどうかというふうな法案を出す前に、もつと的確に皆さん方がとっておられる資料そのものを点検すれば、事前に容易に察知できたと私は思ふのです。だから、このことは明らかに大蔵省の怠慢だ、予測できなかったということは、仕事をサボつたと指摘しても過言ではないと私は思ふのです。

大蔵省というのはただ単に計数を合わせるころじやなくて、これから私はまたいろいろ質問はいたしますが、一体そういう動きがどういふ形で出てくるかということとは、当然税務統計なりそういったものから事前に察知されるべきだ、そして予算というものが立てられるべきだ、そういうふうには私は思ふのです。逆に言うと、予算の立て方が行きあたりばつたりだと言つても過言ではないと思ふ。そういう点について、大蔵大臣の明確な御答弁を私はいただいておきたいと思ふ。

○中橋政府委員 ただいま見積もりについて十分予測をしなかつたのではないかとおしかりを

受けました。まさに、結果から見ましてそういう御指摘を受けても、私どもも何とも言い逃れのできないこととございす。

ただ、過去四、五年の間、一体それでは土地の譲渡所得の動きがどういふことであつたか、四十八年、異常に特に長期分の譲渡所得が伸びました、そういう経過をたどつてみますと、確かに、四十五年と四十六年とは当時一〇%の税率でございまして、四十六年一つ一つの節があつたわけでございます。実績を考へみますと、長期分の譲渡価額で申しまして、四十五年には約五兆の譲渡価額が実績としてあつたわけでございますけれども、四十六年には、後から調べてみますと、それが八兆余りになつております。

それで、四十七年分は大体その横滑りでやや八兆を切るぐらい、七兆九千何がございす。四十八年度はそれが約倍増いたしました。四十八年度という数字を示したわけでございます。四十七年度において譲渡所得の申告がどれくらいになるかという実績がわかりませんが、当時いろいろの資料から四十八年度の当初予算を作成したわけでございますけれども、四十七年度の実績が先ほど申しましたようにやはり見込みに対してかなり伸びまして、実績といたしますと約五割を切るぐらいの伸びを示しました。したがって、四十八年度の修正予算では、四十七年度実績の横滑りということで修正を組んだわけでございます。

ところが、そういう見込みをはるかに超えまして、八割伸びたわけでございます。その税率の上昇と地価の上昇と、それから手元の資金の緩和と、そういうようなことが相重なりまして、それぞれの人たちが土地の譲渡を急いだものと思ひますけれども、それはいまから考へてみますれば、確かに異常ということとはわかつたのでございす。当時としては、私どもとすれば四十七年の実績、それから当時の土地の譲渡の動きというふうなことから、できるだけの資料を使いましてそういう見積もりをしたわけでございます。それが結果として

すれば、いま御批判のございすように、かなり差が出たというわけでございます。

○松浦(利)委員 いま聞いていますと、その結果が出てからわかるというのには常識なんです、予算の立て方としては、私は事前にあらゆる調査をすべきだと思ふのです。だからさつきから言うように、何もこのことにはこだわつて時間をとらうとは思ひませんが、少なくとも一つの節、節が減あるわけでしょう。だからその節のときに、前四十六年度で駆け込みがあつて五四%もふえたのだから、また四十九年度に上がるから、当然節として四十八年度は駆け込みということは想定できるでしょう。そういう節が現実に過去にもあるわけだから、そういう節に対してなせもつと的確な予測ができたか。

それはあなた、大蔵省にはコンピュータでも何でもあつてしょう。そういうコンピュータに計数を入れて計算すればすぐ出てくるはずで、それを結果が出たらどうだこうだというわけ、最終的にはこういう処理をまたしなければいけぬということになるわけでしょう。だから、これは事務ベースの問題じゃなくて、私は大蔵大臣の問題だと思ふのです。大蔵大臣がこういうものについてもつと的確に把握をすれば、こういう立て方にはならなかつた、予算と決算にこんな大幅な食い違いを生ずることはなかつた。それはどこに欠陥があつたかということを確認しておかないと、またこういう問題が起こりますよ。

今度はまたまた土地譲渡からんでこれだけの剰余が出たということなすけれども、今後またどういふものが出るかわからない。それについて私はもつと事務局体制を——この皆さん方がつくつた資料を私が見ただけで、それだけの分析ができるわけですよ。しかも、いままでもこの資料は出されておるわけでしょう。何も今度に限つただけじゃなくて前にも出されておるわけだから、その数字を調べていけばちゃんとわかるのです。大蔵大臣、どうですか。予算編成に大分御苦労なかつたでしょうけれども、こういう問題が現実

にあるわけですね。予算を立てるときのもっと的確な把握の仕方、税の捕捉というものについては、私はもっと明確にしてみなければ困ると思えますね。大臣の御答弁がなければ先に進めないです。

○大平国務大臣 いままたま松浦委員から、歳入見積りもりのずさんな事、またそれに関連した一連の措置、そういう措置を講じたことによつてもたらされたことについての御指摘がありました。これはまあ歳入の見積りばかりでございませんで、歳出歳入全体を通じて、財政当局として、常に、つじつまを合わすだけでなく、金額の大小にかかわらず、一つ一つのアイテムにつきまして十分念査して、魂のこもった予算の編成、その執行に当たっていかなければならぬこと、仰せのとおりでございまして、イーシーな行き方を戒められた御忠言でございまして、私どももいたしまして、今後そういう点について一層気を付けてまいりますつもりです。

○松浦(利)委員 そこで、いま大臣から御答弁がありましたから了解をいたしますが、それでは税の立て方として、土地税制というのは、与党、政府の一つの政策だと思つたのです。それではこの政策が果たして国民の生活にどれだけ影響を与えたのか、そのおりの政策であつたかどうかということが、またそこで議論されなければならぬと私は思うのです。

そこで、税調に出された資料を点検していきますと、いろいろな矛盾がやはり出てくるわけですね。一つ、二つの例を申し上げますと、昭和四十四年にこの土地税制が施行されてから四十八年まで、実はいままでの譲渡件数の内訳が出ておるわけですね。そのうち譲渡件数の内訳で見ますと、国、公共団体に譲渡したものが二・二％、つまり譲渡を受けた譲渡先が国、公共団体というものが二・二％、法人が三二・六％、個人が五五・二％であります。

ところが、これを逆に譲渡された面積で見ると、

ますと、大蔵省の税務統計によると、面積で国、公共団体が二七・七％、法人が四四・七％、個人が三七・六％ということになるわけですね。

これを見てまいりますと、この土地税制によつて、件数としては明らかに個人の件数が多いが、総体的な面積で比較をしますと、明らかに法人の側に土地が流れておるといふことは、ここに明確に指摘することができると私は思うのです。当初この法律ができる段階で私たちが議論をいたしましたように、土地税制を行う最大のものは、末端消費者である国民に宅地を供給する、できるだけ安い宅地を大量に供給するということが、この法律の趣旨だつたわけですね。ところが、結果的には、これはよく指摘されるように、税制の中の不公平の最たるものとして法人の方に土地が大部分流れていった。しかも、この法人によつてそれではどれだけ宅地化されたかという、実質的には一〇％程度だろう、残り全部ゴルフ場やその他に化けていったということが、現実の結果として出されておるわけですね。

そういうことを考えると、一体、大蔵省としてはこの土地税制というのは政策的に成功した、本当に消費者のために、国民のためにプラスであつたという税であつたのか、それとも意に反して結果はそういう結果でないという姿が出たのか、その判断はどういう判断に立っておられるのかを、ひとつお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○中橋政府委員 当時土地税制をつくりましたときは、おっしゃいますように、土地の流動化を促進いたしました。宅地供給を多くするということをねらいとしたわけでございます。それで、いまお示しのように、昨年実態調査をいたしました結果としては、国、公共団体に譲りましたものは、いまお示しのような率でございまして、法人に譲られましたものが面積で四四・七％ございましたことも、そのとおりでございます。

ただ、この中で法人に売られたものが全部目的に沿わなかつたかという反省をしてみますと、お

手元の資料でござんになりますように、不動産業者に売りましたものが二四・八％ございます。これは実は私どもは、むしろそういう経路を経て大規模な宅地造成が行われて、そして適切な値段でより早い時期に個人の宅地になるということももちろん予想しておつたわけでございますから、不動産業者たる法人に売られましたものも、あながち私どもも予想していなかったものではございません。むしろ、私どもはそれが早い時期に宅地造成せられまして、個人の住宅地になることを望んでおるわけでございます。

しかも、土地税制を発足させましたその後の経過から、そういうことを促進する必要があるのではないかとしようなことから、四十四年一月一日以後に法人が買い取りました土地を売り出した場合に、通常の法人税率のほかに二〇％重課をいたします。しかしその場合にも、望ましい適当な宅地造成をやりましたものについてはそういう重課をしませんということ、そういう意図する方向へ宅地造成が行なわれることをやりました。それからまた、地方税でございすけれども、土地の保有税というものも四十八年に設けまして、長い間地価の値上がりだけを待つておるといふ道も封じたわけでございます。

そういう両々相まわつての制度で、確かに御批判のあるような欠点もございましたけれども、あの制度というのが宅地をできるだけ早く大量に供給するという目的で果たしました功績もかなりあつたものと私どもは評価をいたしております。

○松浦(利)委員 先ほど申し上げましたように、法人が取得したもののうち宅地に供給されたものは一〇％だ、私たちはそう見ておるわけですね。それではお尋ねいたしますが、四十四年から四十九年までの地価の上昇というのはどれくらいですか。この法律が施行されて後法人が取得したものが、現実には四十九年に、四十八年でもいいですが、地価は一体何倍になっていきますか。

○中橋政府委員 申しわけございませんが、ただ

いま手元に具体的な数字を持っておりませんけれども、いわゆる市街地の価格指数というものは、毎年毎年かなり上昇をいたしております。

○松浦(利)委員 大蔵大臣、私はいまここで責めるつもりはないのですが、先ほどきわめて明確にとうとうと言われたけれども、それじゃ一体地価がどれくらい上がったのかということ自体も、いま質問したら資料がないでしょう。資料を持ってこなくたって、そんなことは頭の中でだれでもわかるのです。本当にこの土地税制そのものが国民の側に立った政策だつたかどうか。地価がどれくらい上がったかということ、だれでもわかるのです。四十四年から四十九年で二・五倍上がっているということは、だれが計算してもわかるのですよ。

そういうことがわからぬ。だから、政策に一貫性がなくてばらばらなんです。大蔵省ということころは、要するに、税金を取つて予算を組んだらおしまいなんです。一体それがどういう効果を生んで、どうなっているかという把握ができないのです。

よく財政が硬直しておると言われるけれども、財政が硬直しておる以前に、そういう大蔵省の予算編成なり決算のあり方についての分析が非常に不明確なんです。情性なんです。数字を合わせに終わつておるのです。この政策がいかに生かされておるか、どうなつたかということについての検討がないのです。極端な言い方をすると、コンピューターではじき出せば、こんな数字合わせなんかだれでもできるのです。

私たちは、いまここで数字を議論しておるのじやないのです。幾ら余つたかということ議論しておるのじやないのです。どこに政策的な欠陥があつたかということ、私たちは具体的に知らなければいかぬでしょう。地価がどれくらい上がったか聞いたつてわからない。現実に法人がそれだけ取得して、二・五倍の含み資産がふえたことは事実なんです。予算委員会でも指摘されておる。そういうことがわからずして、一体どういう効果

があつたのですか。効果だけを強調してみても、その中間におけるような作業について、私たちが具体的に答弁として出てこなければ、私たちは納得できません。

しかし、それは、わからぬものを私がここで幾ら追及しても仕方がないのですが、ここで大蔵大臣にぜひ知っておってもらいたいのは、せっかくなら、この資料そのものをもっと効果的に使つていただいで予算の中で生かす、あるいは税制の中で生かすというのを考えてもらいたいと思つておつた。私が指摘しておるように、少なくともこの土地税制というものは、所得再配分機能というのから立ち返つてみて非常にアンバランスをつくり出した、そう思うのです。幸い五十年十二月でこれは切れる法律であります、いづれにいたしましても、そういう意味からするならば、この際にもまた大臣に反省の弁というのか、こういう問題についてどうにお考えになるのか、これから来年度の予算編成に向かつて見直しをして、これだけじゃありませんよ、たまたまこれは一つの例であります。そういった政策の効果等についても分析をしてみる、的確な資料をこの大蔵委員会に出す、そういうことについて約束していただけたら、それさえ約束していただければ、私はもうこの質問は終わります。

これは政策的な問題ですから、大臣で結構です。聡明な大臣ですから、すぐ答えられるでしょう。  
○大平国務大臣 先ほどの見積りに対する御指摘にもありましたように、大蔵省は単なる数字合わせに終わるようなことではいけないじゃないか、そういうイージーな仕事のやり口では困るじゃないかという御指摘、ごもっともでございます。一つ一つの仕事に気合いが入らなければならぬこと、仰せのとおりでございますが、同時に、政策の効果判断というものにつきましても、やりっ放しでなくて、せっかくなら政策のメリット、デメリットを振り返つて吟味してまいるといふだけのフォローアップが行き届かなければ責任を果たしたとは言えないじゃないかという御指摘、ごもっともでございます。

たとは言えないじゃないかという御指摘、ごもっともでございます。われわれの方もそういう問題意識は持つておるつもりでございますけれども、至らないところが多うございますので、今後一層そういう点について気をつけてまいらうと思つておるつもりでございます。○松浦(利)委員 大臣の方からの御答弁ですから、それでぜひ来年度からは、少なくとも同じような質問が出ないようにはお願いしておきたいと思つておるのです。

それから次に、もう一点、予算の立て方について、関連をして質問をしておきたいのです。実はこれは大蔵省の資料であります、四十八年度一般会計剰余金を算出する根拠の中に、歳出不用額、これが計上をされておるわけです。四十八年度歳出不用額一千九百九十五億五千万円、大変多額な不用額が計上をされておるわけです。この不用額といふのは、少なくとも予算を立てた段階では、大蔵省査定、その他閣議決定等を経て、必要であつたものが不必要になつた、こういうことで歳出不用額に計上されていくわけです。

これを実は、昭和四十六年度まで遡及して調べてみたわけでありませう。昭和四十六年度の歳出不用額が八百三十五億、四十七年度の歳出不用額が九百七億、そして四十八年度の歳出不用額が一千台に上つて一千九百九十五億、こういう状態でありませう。

そのうち、それぞれの年別によつて、不用額が多いところ、少ないところ、毎年あるところ、こういうふうないろいろあります。厚生省、総理府、建設省、あるいは四十七年度は厚生省、農林省、大蔵省、四十六年度は厚生省、農林省、大蔵省とそれぞれあるわけですが、それなりに理由があります。たとえば健康保険法の一部改正法の成立がおくれたとか、あるいは国土総合開発法が成立しなかつたとかいふことで、不用額に計上するところとはよくわかるのです。

また、たまたまこの不用額を調べてまいりませうと、厚生省関係では、特にこれは私は重大な問題だと思つたから指摘をしておくのでありますが、精神病患者措置費というのが常に項で四十二億近く不用額に計上されておるのです。しかも、その項は精神病患者措置費なんです。

私は、このことは決して悪いというわけじゃないのです。むしろ、精神病患者をそれぞれの施設に収容する場合に、個人の意思が無視されて、人権問題等がたたくさんありますから、本人の同意を中心にして考えるならば、精神病患者措置費といふのが余つていくことは決して悪いことではないといふふうに私は考えておるわけですが、これも、この際、公衆衛生局長に厚生省からおいでいただいたおりに、私がお話することが事実なのか、それとも残る理由がほかにあるのか、その点をまずお聞かせをいただいておきたいと思つておる。

○佐分利政府委員 精神障害者の措置入院の予算は、過去の実績などを勘案いたしまして毎年計上いたしておりますけれども、最近、通院医療すなわち外来医療が大変普及してまいりまして、早期の治療が徹底してまいりましたし、また再発とか再入院等も少なくなつてまいりました。このために、見込みよりも各年の措置患者数が減つてきて、不用額が出たものでございます。

そのほか、精神病学界とかあるいは若い精神科医の考え方がいたしまして、できるだけ最近では自由入院とか同意入院の形に持っていきたいというふうな考え方がございませう、そういう点も強く反映しておるかと考えております。

○松浦(利)委員 それで、これも私は決算上の技術の問題だと思つておるのですが、四十六年度から四十八年度まで、いま公衆衛生局長が言われたように、自由入院あるいは同意入院という方向に患者さんを指導する、しかも、措置よりも外来医療というものが増加をしておるということであるならば、そういう方向に予算というものは進むべきだと思つておるのです。予算と決算との関係はそういう関係にあるべきだと思つておる。

なら、そういう方向に予算というものは転換をすべきだ。にもかかわらず、そのまま不用額が毎年毎年計上されておる。しかも、不用額で切り捨てられていくというものは、私は問題があると思つておる。決して必要でないのじゃない。ただ、精神病患者措置費として項が計上されておるから流用がきかない。ですから、四十数億ずつが毎年不用額に計上されるのです。

そこで、公衆衛生局長に私は念のために確認をしておきたいのですが、精神病患者さんというふうには言われておる人、これが推定昭和三十八年度で百二十四万人、こう言われておるのですが、現在はどれぐらいの推定ですか。

○佐分利政府委員 たいまお話がございましたように、昭和三十八年には全国精神衛生実態調査を実施いたしまして、そのときの推定患者は百二十四万人でございました。十年ごとにこの調査をやることにしておりますので、去る四十八年にこの調査を計画したのでございますけれども、一部の自治体等の反対に遭ひまして、調査を完全に実施することはできなかったわけでございます。

しかし、日本国内の入院とか通院の患者の動向、あるいは諸外国の動向を拝見いたしますと、最近ノイローゼとか躁うつ病とかアル中とか、そういう精神障害はふえておるようでございますけれども、逆に分裂病といったような精神障害は減つていくような傾向にあると思つておる。総体としては、結論から申しますと、少しづつ軽なものが増えておる、重いものは減つておるというふうには思つておる。

○松浦(利)委員 それでは、さらにもう一点お尋ねをしておきたいのですが、外来通院患者が増加しておる、こういうのですが、その通院患者の国庫補助は幾らになっておるのですか。

○佐分利政府委員 通院医療費でございますが、四十六年から申し上げますと、予算額は四十六年度八億七千万円、四十七年度十二億九千万円、四十八年度十六億九千万円、四十九年度十九億六千万円、五十年、これは予算案でございます。

が、二十二億九千八百万円、このようになってお  
ります。

○松浦(利)委員 そこで、公衆衛生局長、通院外  
来患者がふえていくということと同時に、精神病  
患者が通院をし、しかも社会復帰する施設とい  
うのが、私は当然必要だと思ふんですね。しかも  
イローゼとかなんとかいう人が非常にふえてき  
ておる。特に騒音等が多い都部にはそういう人た  
ちがふえてきておるといふことは事実なんです、  
これは学会でも、いふことを考えると、そうい  
う人たちが外来医療として通院しながら、しかも  
社会復帰する施設というのは、私は当然必要だ  
と思ふんですね。その社会復帰する施設というのは、  
現実には何カ所あります。何カ所あって、五十  
年度予算で何カ所ですか。

○佐分利政府委員 社会復帰施設といまして  
は、デーケアとナイトケアと職業訓練をあわせ  
行います本格的な社会復帰施設と、それからデー  
ケアと職業訓練をやりますいわゆるデーケア施設  
と申す二種類のものがござります。

まず、前者の社会復帰施設でござりますが、  
すでにオープンしておりますものは、神奈川県  
の川崎市にござります施設一つござりますけれども、  
本年の予算で三カ所いたしまして、岡山とか鳥  
根等に建設を進めておるところでござります。

また、デーケア施設につきましては、従来から  
ほとんどの県にござります精神衛生センターで  
デーケアを行わせることにいたしておりましたけ  
れども、四十九年度、本年度二カ所の新設費を  
いただきまして、目下建設をしておるところで  
ござります。

なお、五十年度の予算案では、社会復帰施設一  
カ所、デーケア施設一カ所の予算が計上されてお  
ります。この社会復帰施設を整備いたします場合  
の一番の問題は、精神科の専門医とかあるいは社  
会心理、臨床心理の心理技術者、こういった専門  
職のマンパワーが不足しておることが問題でござ  
りまして、一気に何カ所も整備することが困難な  
状況にあるのでござります。

○松浦(利)委員 それで大臣、いまお聞きのと  
おりなんです。実際に四十四億というのは不用額  
ではないんですね、率直に言う。この四十四億  
というのがありますと、まず、先ほど言いました  
外来医療がふえてきておる、そういう人たちに  
対しての手当てがもつてきたらうし、あるいは  
社会復帰施設の造成が可能であった。四十四億  
あれば、施設をつくるのが可能なんです。

ところが、それが不用額で切り捨てられる。こ  
れは、私は、恐らく厚生省なり公衆衛生局長に聞  
いたら、この四十四億というのは不用額ではない  
と思ふ。本当なら、もつと精神病医療のために使  
いたい金だと思ふのです。それが不用額で計上さ  
れる根拠というのが、実は項の流用についての硬  
直というものが私にはそこにあると思ふのです。む  
やみやたらに流用せよと言ふのじゃない。少なく  
とも補正予算を組む段階というのがあるわけ  
でしょう。現に四十九年度でも補正予算を組んだわけ  
でしょう。そういう補正予算を組む中で、そうい  
った不用額なら不用額というのについてもう一  
遍再考する。片一方を減らして片一方をふやすと  
か、そういう措置をしない、せつかく精神病患者  
の皆さんのためにつけられた予算が、たまたま措  
置費であるという項のために捨てられてしまふ。

私は、これは数字上の不用額であつて、厚生行政  
の中における不用額ではない、こう思ふのです。  
そのほかもつと調べれば、私は時間があれば全  
部調べ上げるつもりでしたが、一番たまたま目に  
ついた精神病患者措置費だけを例にとつていま申  
し上げておるのですが、こういうものがたくさん  
あると思ふんですね、不用額不用額と簡単に言  
うけれども、数字の上の不用額なのか、本当に實際  
は必要額なのかというのが非常に判定としてはむ  
ずかしい。むしろ私は大切なお金だと思ふのです。

ですから、ここで大臣にお尋ねをしておきたい  
のは、こういったあり方ですね、毎年四十億残る、  
不用額に計上しなければならぬ、そういうような  
ものについては、もつと厚生行政の中で価値のあ  
る方向へ誘導していく。公衆衛生局長が言うよう

に、外来病患者の方へ、あるいは施設のほうへ誘  
導する、そういう予算の使い方が私は正しい予算  
の使い方だと思ふのです。人件費で硬直してお  
るんじゃないんで、そういう金の使い方に対する硬  
直性というのが私はひずみとして出ておると思  
ふのです。

これは一つの例で、それですべてを律すること  
は私は申しわけないと思ふのですけれども、た  
ま目についたものを一つの例として申し上げて  
おるわけですが、大臣、こういうものについても  
予算の立て方について今後御検討いただけるの  
かどうか、その点をひとつお答えをいただきたい  
と思ふます。

○辻政府委員 予算の積算に当たりまして、でき  
るだけの確な見通しに基づいて行ふべきことは、  
御指摘を待つまでもなく当然なことではござ  
ります。ただいまお話ございました措置入院につ  
きましては、厚生省からも御説明申し上げたと  
ござりますが、実は四十六年までは実績がずつと上  
がってまいりまして、そういう実績の見込みに基  
づきまして予算を積算いたしたわけではござ  
りませんが、その辺を境といたしまして次第に実績が下  
ってまいりました。四十六年の予算件数八万件で  
ござりますが、その辺の実績を加味いたしまして、  
四十七年は七万九千件、四十八年は七万七千件、  
四十九年は七万二千五百件というように、予算の  
積算に当たりましては実績を加味いたしまして調  
整をいたしておるわけではござりますが、その過程  
におきまして、むしろ反面は、精神衛生対策の成  
功とお考えいただいてもよろしいんじゃないかと  
思ふますけれども、不用を生じてきたわけでは  
ござります。

それから、通院の医療につきましては、これも先  
ほど数字で御説明いたしましたように、それはそ  
れで十分な予算措置をとりまして、こちらの方は  
毎年相当に増額をいたしておるわけではござ  
りませんが、また、精神衛生のベッドその他の施設につ  
きまして、それぞれ適切な予算措置をとつてお  
るわけではござります。

予算の流用等につきましては、これは財政法に  
も制限がござりますので、財政法の規定に沿いま  
して措置をしておりますのでござりますが、措  
置費と施設費の項が違いますものをなかなか流用す  
るといふわけにはまいらぬ、かような仕組みにな  
つておるわけではござります。

○松浦(利)委員 そんなことは私はわかっている、  
さつきから言うように、項がだめだから不用額に  
計上した、こう言われることはわかっているん  
です。それは逆に言う数字合わせなんです。

あなたはそんなことを言われるけれども、そ  
れじゃ二施設で何人ですか、社会復帰するための施  
設に収容される人は何人ですか。三十八年度の調  
査で百二十四万人です。一カ所幾らですか。

○辻政府委員 ちよつと御質問の趣旨を聞き漏ら  
しましたが、百二十四万のうちで、施設の収容で  
ござりますか。

○松浦(利)委員 先ほど言ったように、施設をつ  
くる、本年度は二カ所つくるんだと言つておられ  
るけれども、社会復帰のための施設に収容可能な  
人員は一施設当たり何人ですか。

○辻政府委員 精神のいろいろな収容施設がある  
わけではござりますが、精神のベッド数というの  
は、四十九年度の数字で二十七万一千ベッドぐら  
いになっております。そうして、毎年予算でも、  
公立を中心といたしまして、本年度でござります  
と六百ベッドの増床を計画しているわけでは  
ござります。そのほか民間の増床というものも当然  
あるわけではござります。そのほか……

○松浦(利)委員 いいです。患者のベッド数が二  
十七万ということではわかるのです。私がいま聞  
いておるのは、社会復帰するための施設。通院可能  
でしょう。通院しながら社会復帰の施設で社会復  
帰のための訓練を受ける。それは私の方から言  
いましょう。一施設百五人です。今年度二カ所や  
るといふから二百十人です。三十八年度で百二十  
四万人、ベッド数は二十七万です。足りないで  
しょう、たった百五人しか一施設にないわけだか  
ら。

だから、私がさっきから言うように、そういうものを前提とすると、先ほどの不用額というのは、のどから手が出るほど欲しいのです。国民の側からすれば、精神患者を持った家庭の人にしてみれば、社会復帰するための施設が欲しいのです。一施設当たりたった百五人だから、もともと欲しいのです。欲しいにもかかわらず、厚生予算の中で項だから流用がきかぬからというので、不用額に四十億何が計上される。それは、流用というものは財政法上厳しく規定されておられるけれども、これは補正予算その他で措置すればいいじゃないか。見通しが立てば、補正予算でやれたはずなんです。そのことを私はさっきから指摘しておるのですよ。

だから、あなた方が不用額と言っておるのは、決して不用額じゃないのだ、もって生かして使えるような道があるなら、補正するということもあるわけだから、そういうところでもう一遍見直して、そういうものをやってもらえないかということをして、それとも私の言っておることは願望で終わるのか、願望で終わるなら何も私はこういうことは言わないけれども、少なくとも願望ではなくて、そういうことができるように、補正予算というのは予算の途中の見直しなんだから、これからそういうこともやっていくようにする。現に諸外国では二回予算審議をやるでしょう。骨格予算を審議して、半年後にびしっとまた予算を組み直すということをはかの国ではやるでしょう。二回予算審議というのをやるわけだ。

そういう点について、不用額というものが計上されたので、私は非常に頭にきているんですよ。本当は不用額じゃない。だ。国民の側から言わせれば必要なお金なんだ。しかし、財政法上の不用額だ。これをどうかしていただきたいということをお私が一生涯言っておるけれども、あなたは受け入れる様子がないからね。私の質問が悪かったからとそんなかんじな答弁になったのかもしれないけれども、この際ひとつ大臣から、この問題を含めて、大臣ばかりに最終的に答弁を要請して恐縮

ですが、いまの問題はやはり大臣から答えたいです。さっきも思うのです。○大平国務大臣 予算自体は実際に即してむだのないように編成され、使用、充當されていかなければならぬものだと思いますが、実際、要求官庁側におかれても、こう言っちゃなんですけれども、一度こういう費目で要求した以上、若干情勢が変りまして、なかなかでも動かない、まあ何とでもこの橋頭堡は確保しておきたいという気持ちがないわけではないのです。そういうときに、まあ大胆に不用に立てていただいて、新しいものは新しいものとしてちゃんと計上していくという淡々たる編成ができれば、私は非常にいいと思うのですが、実際は松浦委員も御承知のように、予算の編成、なかなか各省なんというものは相当なものとして、相当なやり手が多くて、大蔵省はいつも各省に相当引きずられておるのじゃないかと思つたので、私はむしろ不用に大胆に立てておるところはほめてやっていただきたいという気持ちの一部あるのです。

しかし、いまあなたが言われるように、別に予算を要すべき火急の必要が厚生省にはあるんじゃないか、一方に四十数億のものを不用に立てておいて、切なる要求が別にあるのにとお気持ち、私はそれはよくわかります。したがって、そういう方面に対しては、大蔵省としても見るべき予算はちゃんと見ろというように激励を賜りたいと思つています。

この趣旨は、結局、要求官庁の側におかれて、不用に立てるものは立てる、しかし要求すべきものはちゃんと要求する、大蔵省もそういう實際に即して弾力的措置を忘れないようにという御趣旨と受け取らせていただきたいと思つています。

○松浦利委員 もう時間ですから、これで最後になりますが、厚生省、あなたのところは四十六年から四十八年の間に百二十億以上のものを不用額で切つて捨てられたわけでしょう。そういう意味ではやはり厚生省自体も、いま大臣からこういうふう

はもう絶対に一〇〇を確保しなければいかぬということじゃなくて、全体的な予算の枠の中で必要

なところをその予算を持っていく。一〇〇というものを二〇削られてほかの省に持っていかれたら、これはちょっと厚生省もいろいろあるでしょうけれども、しかし、全体的な厚生省の枠の中で生かして予算を使っていくということは、いま大臣も指摘されたように、あなたの方で見直して、そして大蔵省と折衝する、そういう予算の立て方なり予算要求のあり方というものが私は必要だと思つたのです。

もう百二十億、毎年四十億切り捨てられておるといふのは、まさしく厚生省は硬直しておつて、国民の側に立っておらないということを指摘されると思つたのです。必要なんだ。だから、そういう面については、厚生省はもつとしっかり大蔵大臣が言われたとおりの措置をこれからやってもらいたいということも、まずあなたに申し上げておきたいと思つた。

それから大臣には、そういう意味で予算と決算とがどう離れて審議されるところにやはり若干の問題があるのですけれども、決算なくして予算というものはないわけでしょう。私は、決算書と予算書を対照すると、またたくさん問題があると思つた。たまたま厚生省が出てきたのですけれどもね。そういうものを五十一年度の予算を編成される場合にはもつと慎重に配慮して、金は生かして使うべきだ、ただ数字合わせではないかというところを、私は最後に要望として申し上げたいと思つています。

したがって、この際、公衆衛生局長と大臣の方から、私の言っていることに對する御答弁を簡単に、そのとおりでかどうかだけお聞かせいただいで、終わります。

○佐分利政府委員 たいま御指摘のありましたことをよく踏まえまして、五十一年度の予算は御期待に沿えるような予算を組むようにいたしたいと考えております。

○大平国務大臣 松浦委員の指摘された問題は、

予算の編成、実行ばかりでなく、政策の効果判断の問題にまで及ぶ問題でございまして、私ども日ごろ指針として十分戒めてからなければならぬ問題でございまして、心がけてまいりたいと思つています。

○松浦(利)委員 以上で私の質問は終わります。

○上村委員 武藤山治君。

○武藤(山)委員 たいま上程をされております昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案、大変長い名前ですが、簡単に言えば、財政法第六條に對して特例を設けるといふ法案であります。特に、国債償還に充てる財源を減らすという効果があるわけでありまして、必然的に国債の問題について私は議論を深めたいと思つております。

最初に、大蔵大臣の常識のほどをちよつと伺いたいのでありますが、御承知のように、国債発行というものは昭和四十一年度から始まったわけでありまして、私も昭和三十五年から大蔵委員会である議論を続けてきたわけでありましてけれども、池田総理のときには、健全財政主義を貫いて国債発行はやらない、池田さんはそれはもうかたい決意で財政運営をやつてまいりました。池田総理のりつぱだった点は、財政の秩序を乱さなかつたということ、配当所得に對する分離課税を認めなかつた。池田男入総理大臣のときには、分離課税に自分抵抗してましたね。これは私はいつぱだと思つたのです。さすが大蔵省出身の天下を取る人だけあると思つて、実は池田さんのこの姿勢には感心をしてきたのであります。

ところが、昭和四十一年から国債を発行すると、雪だるま式に大きくなりますよ、やが大変になりますよと、われわれは警告を發した。いや節度をもってやるから心配ないよ、と、お言つていた当時の福田大蔵大臣。ところが、いま国債は雪だるま式にどんどん累積していきますね。

大蔵大臣、四十一年から始まった国債残高は、いま大体どのくらいあると常識でお考えですか。

○大平国務大臣 九兆九千億ですかと思つています

が……。

○武藤(山)委員 九兆九千億円、大変な金額に大きくふくれ上がりましたね。これを金利だけ考えでも、たとえば年六・三%の国債が一番多いわけでありまして、それにしても約十兆円ですから、金利だけで年間六千六百億円。これは大変な国民の負担になるわけでありまして。ですから、約十兆円の国債発行残高というものをできるだけ減らしていく、こういう方針を立ててできるだけ早い機会に健全財政にすることが財政当局の努力でなければいかぬと私は思うのでありますが、その点、大蔵大臣の御見解はいかがでございますか。

○大平国務大臣 私は、武藤先生言われたように、できるだけ公債の発行を減らしてまいりまして、いまの残高が不当にふえることは非常に困ると思っております。予算の公債依存率を減らすばかりでなく、実額を相当減額させていきたいということとを当面の目標にしたいと存じまして、これもそういう方針をとにかくとらせていただいたわけでございますが、なおこれでは努力が足りないんじゃないかと、まあ自分でもそういう感じは抜け切らないわけでございます。もともとやらなければならぬと考えます。

○武藤(山)委員 もっと国債を減らしたいという大臣の御決意はわかりました。御承知のように、財政法第四条も、歳入歳出というのは公債以外のものを賄うの原則としておるわけですね。公債を発行するということは、財政法上特例なんです。ですから、その本則に戻す努力をできるだけしなければいけない。

しかるに、今回のこの改正案は、財政法第六条に対して特例にしようというわけですね。本来、財政法第六条は、剰余金の二分の一を償還に繰り入れる、基金に繰り入れる、こういう精神の規定で、法律で決まっております。それを五分の一に減らすということは償還額をそれだけ減らしてしまうわけですから、やはり金利負担を少しでも減らしていくという方針からいけば、五分の一にする

ということは邪道ですね。安易に流れ過ぎますね。そういう感じがするので、イーシューゴーイングのやり方じゃないかと思いますが、大臣いかがですか。いや、大臣に。こんなのは大臣答へられますよ。

○大平国務大臣 一応理財局長の言い分も聞いて……。

○吉瀬政府委員 いまの御質問は、確かに十兆に及ぼんとする相当多くの国債残高を抱えておりますので、武藤委員御指摘のとおり、その利払いも相当の額に上っております。旧債償還を先にして、そして早く国債残高を減らすのが先じやなからうか、こういう御質問だと思います。

確かにこれはむずかしい問題でございますが、第一点といたしましては、昭和四十八年度に、実は先ほどいろいろ質疑応答がございましたが、従来の剰余金収入を超えるや、異常の剰余金が結果において発生してしまつた。そういうようなことから今回はこれを五分の一にいたしました。なお千四百二十九億の繰り入れがあつたのですが、それが過去最高でありまして、ほぼそれに匹敵する金額が、五分の一にいたしましたも収入として国債整理基金が見込めるということ。

それからもう一つは、財政の規模とも関係するわけでございますが、二分の一と五分の一の差額がほぼ二千六十八億あるわけでございます。この二千六十八億をもし国債整理基金に繰り入れるといたしますと、財政規模の他の歳入項目をカットするか何か、あるいは国債以外の歳入の増があるというふうなことがない限りは、やはり新規発行をもつて賄わざるを得ない。したがって、旧債を償還しながらそれと同額の新生債を出すというところが政策としていかがであらうかという問題があつたわけでございます。

の際やはり五分の一にいたしました。新債の発行を抑え、旧債に対しては千三百七十八億という繰り入れによりまして償還資金に充てる、こういうポリシーをとつた次第でございます。

○武藤(山)委員 四十一年から発行した国債で、償還したのは合計幾らになりますか。

○吉瀬政府委員 建設国債だけにいたしますと、償還期が四十八年と四十九年になっておりまして合計では一兆四千四百億でございます。

○武藤(山)委員 一兆四千四百億は確実に償還する、こういうことですか。また書きかえじゃないのですか。

○吉瀬政府委員 御指摘のとおり、その中には一兆二千億の借りが入っております。

○武藤(山)委員 ですから、実質的には幾らも返していないじゃないですか。一兆二千億円また借りが来て借金を新たに起こして、古いものを一兆二千億円だけ肩がわりするというだけなんです。

ですから、六十年間で国債をきれいに償還するのだという場合に、何年間国債発行を続けて何年後には国債発行はびたつとやめて、なおかつ六十年後にきれいになるというには、どういうスケジュールなんですか。

○吉瀬政府委員 いま御指摘のとおり、公債の償還でございますが、公債の発行期限が過去において七十年もの、現在においては十年ものといううなことに四十七年一月以降なっております。この七十年の十年もの、七年及び十年の期間でびしりと償還するのは、公債の対象経費が投資的な効果を持つておりますので、実質六十年償還といううなことで出発しておるわけでありまして。そういううな点で、減債基金への繰り入れも定率で一・六といううなことで、六十年を目標としてたようなファンドを入れておるわけでございます。いまの御質問は非常にむずかしい問題でございますが、もし既償債のみに限るといふことになりますと、毎年一・六を繰り入れておるわけでございますから、六十年を正確に言いますと、一・六七といううなことで一・六との間に差額がござ

います。ただ剰余金が随時入ってくるといううなことの補完的な機能その他予算繰り入れ等考えますと、現存の国債を償還するということとを前提にいたしますれば、六十年たてばこれはなくなるといううなことになるわけでございますが、ただ、さらに将来国債額をどの程度発行し、これがどういううな規模になるかということになりますと、先ほど大蔵大臣が御答弁申し上げましたとおり、将来の国債発行額を極力縮減していくといううなことで、これ以上国債の利払い費その他国債費に負担のかけられないように政策的に処理していくといううなことで、現存の国債のみを考えていきますと、理論的には六十年で償還可能ということでございます。

○武藤(山)委員 六十年先に償還を終わる、気の遠くなるような……。いまのインフレが持続をいたしますと、年々幾ら物価が上がらぬといつても、自由経済である限り、五、十年間、十年間ぐらいの平均を見ても七、八%の物価上昇はやむを得ないという積算があつちこちの研究や銀行、金融機関の試算で出ていますね。したがって、インフレで一番得をするのは政府だ。六十年間も先に返すやつを、ばんばんこういう紙切れで資金調達する。国債を買つた国民は、インフレでどんどん目減りしてしまふ。

幸い政府から言へば、個人があまり買っていないからいいけれども、しかし、やはりこれはこの辺で国債に対する考え方、姿勢というものをきつと大蔵省はもう一回洗い直して、三木内閣は洗い直しを何度もやると言うんだから、一回洗い直しをして、来年あたりは国債発行はやめてしまふぐらいの、二兆円を別な方法でどうするかといううなことで、これからは償還だけをやつて、財政をもう一回きれいにやり直そう、そのぐらいの決意——できないと思ひますよ、いまの政府の姿勢では、簡単にできないと思ひますよ、そういう姿勢を真剣にやはり検討する必要を私は痛感するので。

○吉瀨政府委員 まさに御指摘のとおりでございます。まして、これは予算の財源の中、非常に硬直化的な歳出の要請が強い中でも、国債発行額を一千六百億ほど減らして二兆にしたわけでございます。ただ、これは御指摘のとおり、二兆でもまだ多いという感じがございまして、毎年二兆累積していくと、大変なことになります。いま十兆が五十年度末には十二兆になります、この機会に、国債の残高のこれ以上の累増をできるだけ防ぐというような種類のことを、総合的に考えていかなければならぬ時代かと思ひます。

ただ、御指摘のとおり、非常に新規の財源の発見とかその他既存の歳出の問題、これは主計局のマトーになると思ひますが、非常にむずかしい問題をやらんでおる、こう考へておられます。

○武蔵(山)委員 大蔵大臣、せっかくいらっしゃるのですから、なるべく大蔵大臣に質問したいのですが、きょうは法案という限定した質問なものですから、こまかい問題にもわたりませんが、大臣、国債がすでに十兆円残高になった。この国債発行というのはインフレにプラスかマイナスか、インフレを助長する要因になるか、そういう関係はないと思うか。国債発行とインフレの関係のあなたの感じ方をちょっと説明してください。

○大平国務大臣 端的に申しまして、インフレの要因になると思ひます。

○武蔵(山)委員 どうしてインフレ的の要因になるとお考へですか。

○大平国務大臣 これがちり一つ残さず市中消化が完全に可能であるという状態が目の下のところまだ期待できませんで、どうしても一年たちますと日銀に舞い戻ってくるというような状態では、そうならざるを得ないのじゃないかと考へておられます。

○吉瀨政府委員 現在約十兆のうち日本銀行が保有しているものは、四十九年十二月末で二五・五%になっております。

○武蔵(山)委員 私が大蔵省のこの「財政金融統計月報」を見ますと、四十九年六月末で日本銀行が持っている国債は五兆二千五百一億円。そうすると、二五%という二兆五千億円ぐらいで、この統計数字に合わないね。どっちがほんとうですか。

○吉瀨政府委員 四十八年の金融機関の総保有額が三兆四千六百七十四億、うち日本銀行が、この統計書によりまして、一兆六千七百五億ということに相なっております。四十八年でございませう。

○武蔵(山)委員 理財局長、私はきょうの質問は、全然勉強する間がなかつたら原稿を何も書かない、そのかわりこれだけを質問しますと通告してあるわけだ、親切に。だから、ここに書いてある数字ぐらいははつきり検討しておくべきですよ。

私は四十八年を言ったんじゃないのだ。いま言ったのは四十九年六月末で、皆さんのつくった統計では、日本銀行が保有している国債は五兆二千五百一億五千四百万円、四十八年は二兆二千五百四億七千四百万円、一挙に三兆円ふえているんだよ。四十八年から四十九年に一挙に日銀保有が三兆円ふえた。だから、片方で幾ら総需要抑制、金融引き締めをやっても、銀行が持っている国債がだつと三兆円一年間に日本銀行へ集まった。それだけ新しい金が出てくるわけだ。四十八年のを聞いたのじゃなくて、四十九年。だから、恐らく四十九年十二月末はもつと日銀に集まっちゃっているんだよ。二五%どころじゃないよ。五〇%以上日銀に行っているんですよ。

○上村委員長 ちょっと速記をとめてください。

○上村委員長 速記を再開してください。

○吉瀨政府委員 先生の資料のほうは実は私どもの資料より新しい資料をお持ちでございます。それでいまして、この五兆二千五百一億、この中には短期国債が入っているのじゃないかと思ひます。いわゆる財政法の例の長期償還を要すべきものでございまして、私どもが申し上げました資料……。

○武蔵(山)委員 それはいずれにしても、四十八年の日本銀行が保有していた国債が二兆二千五百四億、それが四十九年六月、わずか六カ月間で五兆二千五百一億になっているのです。三兆円ふえているのだ、半年間で。この三兆円が六カ月間に日銀に還流してきたということが非常に重大なことです。インフレ要因になるのですよ。だから私は尋ねているわけですよ。大蔵大臣もインフレ要因になると言っているわけですよ。金額のことは詰めないけれども、国債発行というのはインフレにつながるという、関係がある。これだけのマネーサプライが一挙にばつとふえるということが、市中に流れるということが非常に重要だ、個人消化じゃないだけに。これは現在もつとふえていくでしょう。

では、四十九年末は、これに対応する金額は幾らになっていきますか。いままで皆さんは見ている数字が違つていうけれども、四十九年十二月末の日銀が持っている国債残高は幾らですか。六兆円以上になっていないですか。

○吉瀨政府委員 四十九年十二月末には、日銀保有の国債が五兆二千五百一億になっております。

○武蔵(山)委員 そうすると、六月末から全然ふえてないのですか、一銭も。六月の数字と全く同じです。そんなことございませうか。

○吉瀨政府委員 これは多分月別に日本銀行勘定で試算してやっている数字でございますが、私どもの数字では六月には二兆六千五百九十九億七千六百四万円、それから十二月末が五兆二千五百一億五千四百四万円、こういう数字になっております。

○武蔵(山)委員 もう一つちょっとお尋ねいたしますが、四十四年、四十五年、四十六年ごろは銀行券の発行高とこの国債の動きというものが、非常に興味深く私は感じるのであります。銀行局は来ていないですな、理財局だけですが、ではちょっと無理ですな。

いずれにしても、大臣、いま理財局がおっしゃいますように、国債が五兆二千五百一億四日銀に還流しちゃうっているわけですよ。これはやはりたいへんインフレ要因になるわけです。ですから私が、国債はできるだけ借りかえをしないように努力をして、できるだけ減らしていく、こういう方針をとるのが財政を健全化していく唯一の道だ、国がこういう借金政策をやつて、またもつと日銀と預金部資金に還流をさせたんでは、国民に借金政策をどんでん返すようなものだから、国民が幾ら国債を保有していても。

○吉瀨政府委員 四十九年十二月末の段階で、政府が四五・六%国債を保有してございます。金額にいたしまして四兆五千四百六十一億でございます。

○武蔵(山)委員 ですから、大蔵大臣、日銀と政府系でもう大部分持つちやうっているんですよ。だから、これは健全な国債発行の市場が育つてないのですから、こういうことをやっていたら、大臣がやっている間だけは何とかやりくりがつくけれども、日本はまだまだこれから先永遠に続くんですから、政治家というのはそういう未来に対しても責任を持たなきゃいけない。昔から政治家というのは国家百年の大計をおもはばからなきゃいかぬというのですから、やはりそういう点から、これは幾ら議論をやつてもし過ぎないほど重要な問題だと私は思ひます。

ですから、インフレ要因を除去していくという意味で、国債発行については十分もう一回考へ直さなきゃいけない。みんな結局一年たつと日本銀行や政府の預金部資金に肩がわり、こういう状態が数字の上で明らかであります。この辺をもつときちつと、銀行に買わしたものは一年でなくて少なくとも償還期限の半分までぐらひは持たしておかぬといかぬですね。あるいは個人消化に努めろ、そういう少々細かい行政的配慮を来年度に向かつて検討するというような気持ちにはおなかりになりませうか。

○吉瀨政府委員 武蔵委員の先ほどの御質問の五



兆二千億という数字でございますが、差額は短期  
国債と申し上げました。実は、六月には二兆六千  
で年末には五兆二千、二兆六千がふえているとい  
うことは、やはり年末の資金需要で、たとえ種  
券とか為券とかそういうものの年末における通常  
の動きを反映しているかと思ひますが、なお、こ  
れにつきましては、私も二兆六千の差額につ  
きまして、また後日御説明申し上げたいと思ひます。

それから、もう一つの資金運用部の国債保有で  
ございますが、これは発券機能を持つてゐる日本  
銀行が引き受ける場合と違ひまして、資金運用部  
は郵便貯金といういわゆる民間資金を原資として  
の運用の形態として、資金運用部の資金運用法で  
認められた国債保有でございますので、日本銀行  
の保有しているのはちよつと経済的性格が、こ  
れは御承知のことと思ひますが、違ふと思ひます。

それから、御指摘の個人消化をさらにふやして  
いく、その方策をさらに考えるべきじゃなからう  
か。これはまさに私どもといたしまして、公社  
債市場の育成とか安定的なる国債機関投資家の育  
成とか、そういうような面からいきましたも極力  
努力いたしていきたい、こう思つておるわけでご  
ざいまして、すでに御承知の累積投資の問題だと  
か、あるいは非課税の特約とか、いろいろなこと  
も実施しておりますし、また必要に応じましては、  
買い入れ償却<sup>償却</sup>というようなこともやつて国債の市  
場維持に努めて、個人の消化を増大してまいりた  
い、こう思つておるわけでございまして。

ただ、基本問題としてむずかしいのは、やはり  
国債発行総額を相当合理的なところまで圧縮いた  
しませんと、なかなか日本のようなマーケットの  
事情でございまして、二兆というような額の国債  
が安定的に個人消化できるかということになりま  
す。問題でございまして、御指摘のとおり、個人  
消化の拡大にはなお努力していきたくと思ひます。  
○武蔵(山)委員 あなた、どうも耳にひつかかる  
のは、短期証券短期証券と云うけれども、短期証  
券というのは一体幾らあるかと思つてちよつと見  
ましたら、外為証券と食糧証券、短期というのは

この二つですね。その短期証券の食糧証券を見る  
と九千六百七十億だ、一兆にならないのだよ。だ  
から、何か私がかき言つてゐる数字が少し大き  
過ぎて、日銀にみんな行つちやつてゐるから、こ  
れをひとつ打ち消そうなんと思ひます。短期証券と  
言うけれども、この短期証券は九千六百七十億七  
千九百万円、十兆円のうちの十分の一だ。

それともう一つ、普通国債で議論しますよ。い  
ま普通国債で議論した場合、三分半、三・五%の  
公債がまだありますね。いまこのインフレのと  
きに、この三分五厘の金利の国債というのは、も  
うこんな二年も定期が八%になつておる時代で  
すから、いつまでも残しておかないで、早くこう  
いうものこそどんどん思い切つてきれいに償還す  
べきじゃないですか。

○吉瀬政府委員 三分半利国債は戦前に発行した  
ものでございまして、私の記憶に間違いなければ、  
昭和七年あたりから出ておりました、その後借  
りかえとかそういうような条件変更とかいうよう  
なことでもまだ残つてゐる国債でございまして。

これにつきましては、私も残高がいま六億は  
であると記憶しておりますが、これは五十年から  
五十四年までに償還期限が来ると思ひます。ただ、  
いま御指摘の問題もございまして、やはりこう  
いう三分半利というものは、いまの金利状況から  
いけばさきわめておかしな国債、これにつきま  
しては、場合によつては少し償還を早めるというよう  
なことでも考へてよろしいかと思ひます。

○武蔵(山)委員 大変重大なことを聞きました。  
五十年から五十四年に期限が来る三・五%の国債、  
これはやはり三・五%の金利でお返しするのす  
か。それともいまの現況に合わせて少し目減りを  
補償するのですか、大臣。

○吉瀬政府委員 実は三分半利公債でございま  
す。これは南方開発金庫等への出資とか鉄道の出  
収費とか、そういう種類のものの一種の交付公債  
として戦前に発行されたものでございまして。そ  
ういう意味からいしまして、相当期間を経過して減  
価しております。ただ、減価しておりますが、こ

れにつきましては、やはり他の戦前債と同じよう  
に、金利は確かに低うございますが、元本償還に  
当たりましては、一般の原則に従ひまして償還  
したい、こう思ひます。

○武蔵(山)委員 もう一つ、六分半利ですね、六  
・五%のもの、これももう現況に合わない。だから、  
こういうものはできるだけ早く償還してしまふべ  
きだと思ふのでございまして。そうしなければ、持  
つていけば持つてゐるほどそこは損をするという  
感じを持つて、政府に対する信頼関係を失う、私  
はそういう見解ですが、大臣いかがですか。

六・五%というのがまた大変ある。四兆六千四  
百十六億四千六百万円ある。しかし、現況にだ  
ん合わない。こういうものを早く徴収を  
していかないと、やはり社会問題になるね。

○吉瀬政府委員 四十一年以降の新発債も、武蔵  
委員御承知のとおり、六分半利とか七分とかいう  
ものがあるわけでございまして。それから、現在は表  
面金利が八分でございまして、長期的に見て現  
在の高含み情勢がどういふことに相なりますか、一  
概には言ひにくい面もございまして、六分半、七  
分といういろいろな種類のものを、今後借りかえの段  
階におきましては新しい条件にするということに  
相なりますが、この際ささかかかほつて解決する  
ということも考へていられないわけではございませ  
ん。

○武蔵(山)委員 次に、財政法第五條の「すべて、  
公債の発行については、日本銀行にこれを引き受  
けさせてはならない。」原則が書いてある。それで  
は、銀行に売りつけて、一年銀行が持つていて日  
本銀行へ売りつけるのは、この規定に全く触れな  
いのかどうか。

○吉瀬政府委員 財政法の規定に基づきまして、  
発行の段階におきまして市中の資金をもちまして  
国債が消化される、こういうことになつてゐるわ  
けでございまして。

ただ、現在のような金詰まりの状況その他で  
ございまして、日銀のいわゆるオペレーション、成長  
通貨の供給というふうな政策で、市中金融機関か  
らの国債が一つの種になりまして、日銀が通貨供

給を行うということがやられております。ただ、  
この問題につきましては、四十六年とか四十七年  
には、逆に日銀が国債を売りオペに出した。金額  
はわずかでございます。千億とか八百五十億と  
いうような金額でございますが、必ずしも機械的  
に日銀が必ず引き受けるというような状況でござ  
いませぬ。また、日銀が市中金融機関の国債を引  
き受けるときには、これはすでに御承知のとおり  
やはり市中全体の財政の散超とか、あるいは市中  
全体の通貨の総発行量等を勘案いたしまして買  
入れを行つております。一例といたしまして、四十  
八年に発行いたしました市中金融機関保有の国債  
も、いまはたしか一%か何か残高に残つてゐる  
というふうな状況でございまして、すべてを必ず  
というふうなことでございませぬ。

そういう点で、先ほど大臣は、日銀が必ず引き  
受けるというような形が将来の一つの形態として  
通貨の増発につながるおそれは確かにあるという  
ような見解を表明されましたけれども、私どもと  
いたしましては、そういう全体のオペレーションの一  
環として十分注意していきたくと思ひます。

○武蔵(山)委員 とにかく財政法でそういう原則  
を一応打ち立ててゐるのは、皆さんが行政を執行  
する上においても、これは一つのルールであり、  
そういう精神的な規定はきちつと精神的に受けと  
めなければいかぬ。ところが、実態は日銀に還流  
していつてしまふということになれば、もう国債  
の及ぼす影響というものが大変大きいということを  
やはり痛感しなければいけない。まあ大変痛感し  
てゐるふうですよ。大臣も、それはインフレにつ  
ながるおそれがある、そういうことで心配はして  
いるふうであります。せつかく今後日本の長期  
的財政を確立する上において、前向きに努力をし  
てほしいと思ひます。

それから、最後の方に参りますが、財政法第六  
条、今回のこの改正の問題であります。この第  
六条の中の「これを剰余金を生じた年度の翌翌年  
度までに」という「翌翌年度までに」という意味  
は、翌年に使つてもいいという意味ですか、この

財政法の規定は、これは辻さんの守備範囲かな。

○辻政府委員 財政法の六条、たゞいまお読みいただきましただけで、「翌年度までに償還財源に充てなければならぬ」とございまして、翌年度に充てられることを法律上禁止したものでございませぬ。

○武藤(山)委員 そうすると、法律的には、たとえばいま問題になっている四十八年の剰余金を繰り入れる場合、四十八年の剰余金を四十九年度予算に使ってもいいわけですね。

○辻政府委員 たゞし、通常の場合でございまして、決算の見込みが出てまいりますのがおくれまいますから、普通の場合、翌年度の当初予算に見込むということは、実際問題としてできないわけでございます。

○武藤(山)委員 当初予算には見込めないが、剰余金が決算できちんと確定するのは毎年何月ですか。

○辻政府委員 主計簿の締め切りを七月末にいたしますので、その時点におきまして計数としては確定なものになるわけでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、七月に計数として剰余金が確定をした、その後には補正予算が必要だということときには、その財源を補正予算に使うことは可能ですね。

○辻政府委員 財政法上は、決算上の剰余金をどの時点から歳入予算に計上いたしましたか。歳出の財源として使用し得るかにつきましては規定がございませぬので、剰余金の発生が確定に見込まれる時期以後でございませぬれば、その見込み額相当分を歳入予算に計上いたしましたか。歳出の財源として使用することは、法律上の問題としては差し支えないわけでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、この「翌年度」というのは、ずいぶん重い意味がありますね。翌年に使ってもいいという。使う場合は、しかし、この六条の規定の「公債又は借入金金の償還」でなければいけないのでしよう。それはどうですか。

○辻政府委員 「公債又は借入金金の償還財源」でございます。

○武藤(山)委員 私は余りそういう方の本職じゃないのでわかりませんが、四十九年度一般会計補正予算(第一号)のこの歳入財源に、前年度剰余金受入二千六百九十億が計上してありますね。これは借入金公債償還ですか。

○辻政府委員 その問題は別の問題でございまして、四十九年度の補正によりまして地方交付税交付金の精算分を計上いたしましたわけでございます。四十八年度の決算上の剰余金の金額の中には、その年度の所得税など三税、いわゆる三税の自然増収に見合います地方交付税として交付すべき金額が含まれておるわけでございます。

一方、地方交付税法の第六条の第二項という規定がございまして、前年度以前の地方交付税の不足分について精算することができるということになっておりますので、精算額が明らかになり、そして地方財政上の必要がございませぬれば、四十八年度の地方交付税の不足分を四十九年度の補正予算において精算することは可能であるわけでございます。

四十九年度の地方財政の実情は御承知のとおりでございまして、人件費の給与改善その他で相当な原資が必要でございまして、地方税の増収とか節約をもつても賸り切れないという状態になりましたので、四十九年度の補正予算におきまして、四十八年度の剰余金を財源といたしまして地方交付税の精算を行ったわけでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、地方交付税法と財政法の規定は一致していませんね。それは借金ですか。借金じゃなくて、三税から当然生み出されてきた税収を——そうすると、これは剰余金と言われないのですか。一たんは剰余金という形に計算したとすれば、財政法の規定を厳格に守るのが当然じゃないですか。それはどうなんですか。地方交付税の方の交付規定が優先するの、財政法が優先するの、それはただ単に解釈上いつも便宜的に勝手に行政府が解釈して処理できるのか、その規定はどうなんですか。

○辻政府委員 剰余金の問題は、大蔵技術的な点もございまして、おわかりにくくて恐縮でございますけれども、歳入歳出予算は同額で組んでおるわけでございますから、そのまま執行されればこれは剰余金が出ないわけでございます。

しかし、先ほど来御指摘のございませぬように、歳入につきましては、通常自然増収というものがございまして、歳入予算をオーバーする。歳出につきましては、繰り越しでございませぬとか不用でございませぬとか、そういうものがございまして、予算額を下回るといふことになるわけでございますが、その収納の総額から支出の総額を引きましたのが財政法四十一条の方の決算上の剰余金であるわけでございます。

その決算上の剰余金には、前年度の剰余金の未使用の残額が含まれておりますので、それは引くわけでございます。さらに翌年度に繰り越す歳出予算に充当すべき財源が含まれておりますので、それも引くわけでございます。そういたしますと、それを引いた残りがその年度に新たに生じた、新規発生の剰余金ということになるわけでございます。

そしてその中に、先ほど申し上げましたように所得、法人、酒の三税の増収によりまして地方交付税として精算交付すべき財源、そのほかにも若干ひもつき財源がございませぬが、そういうものが含まれております。そういうものをすべて引いたものが、たゞいま武藤委員御指摘の財政法第六条の剰余金ということになるわけでございます。

○武藤(山)委員 もうこれでやめますが、大蔵大臣、いまのような計算で六条に基づく剰余金が四十八年度は六千八百九十一億、四十七年度は二千八百五十七億、その前の四十六年度は千八百五十八億、四十五年度になると七百三十二億とぐっと落ちて、あとずっと低いのですが、四十八年度は六千八百九十一億という膨大な剰余金が出た。その剰余金を全部国債償還の方へ組み入れるのはもったいない、だからこれはひとつ財源に使うというところで、すでに予算に計上してしまつた

のですね。二分の一を五分の一に減らして、五十年年度予算には財源として計上してしまつてあるわけだ。まだ国会を通つておりませぬが、それで、五分の一にすれば繰入額が三千億にもならないで、千三百七十八億に減る。そうすると通常の、いままでのような前年度が千四百二十九億繰り入れ、その前が九百七億だから、まあまあ数字のかつこうがよく並ぶ。これが一挙に三千四百億も入つたのでは償還基金の方に一挙に多く行き過ぎる、いまの財源に使つてしまえ、考え方がこういうのですね。

それとも、この並びなんかどうでもいいんだ、財源が若しくは五十年年度予算がどうしても編成できぬのだ、したがって、ここに三千億ある、いいところこれはお茶が沸いた、これを使おう、こういうこととてこういう二分の一を五分の一に減らしたのか、どちらですか。大蔵大臣、どうですか。大蔵大臣、予算編成の責任者だから……。

○辻政府委員 たゞいま御指摘になりましたように、四十八年度の決算におきまして六千八百九十一億という剰余金の発生を見ただけでございませぬので、その二分の一をいたしますと、三千四百億余りの繰り入れが必要でございませぬ。五十年年度の予算編成におきましては、申し上げるまでもございませぬけれども、予算規模及び公債の発行額を極力圧縮するというのが要請されておりました、その面から財政資金の効率的な活用が重要であつたわけでございます。

そこで、財政制度審議会にも諮りましたし、また、かつて四十年年度のときに繰り入れ率を二分の一を五分の一に、二年間特例を設けていただいた前例もございませぬので、そういうものを勘案いたしまして、今回この特例法をお願いすることにしたわけでございます。

なお、たゞいまお話がございましたように、繰り入れ率を五分の一にいたしましたも繰入額が千三百七十八億円ということになりました、過去の繰り入れの最高でございませぬ四十九年度の千四百二十九億に近い額が確保される。五十年年度の国

債整理基金の資金状況から見て問題がない、かように考えておるわけでございます。

○武藤(山)委員 だから、非常にイージーボーイングの道を選んだ、こういう感じがしてなりませぬ。財源を捻出するためにまあこれを使っちゃえ、こういうかっこうなんですね。まことに不満です。

それから最後に、大臣、結局いまの日本の財政の硬直化を打開する道はね、私はもう去年の二月一日に、大平さんの前の福田大蔵大臣のときにも大蔵委員会で、徹底的に長期計画の見直しをしなきゃ意味ないじゃないか、大蔵大臣が幾ら財政を締めようと言ったってそれはもうできない、長期計画の全面見直し改定作業を早急に、去年のうち

にやるべきだという提案をしたのだけれども、福田さんは、去年はまあ間に合わぬということできなかつた。今度企画庁長官になったら、なると同時に、私の提案したことを盛んに言

い出したので、一応やるかなと思ってるんです。が、来年度予算編成前にその作業はできるんですか。

それとも来年度予算編成というのは、ことごとし同じように、計画を一切抜きにして予算つけをしようというんですか。長期計画がいろいろ十何本ありますがね、港灣整備から公園整備からござって

り。この計画について、大蔵省としてこれの策定がえをしなきゃならぬと私は思いますが、大蔵省としてはどうですか、大蔵大臣。

○大平国務大臣 日本経済をめぐる内外の状況をどう展望するか、大蔵判断がむずかしい状況でございまして、とりあえず五十年年度を起点とする長期計画は一切やめろということにいたしましたわけ

でございます。だから、そのことは五十一年度を起点とする計画になるのならないのか、それは来年度の予算編成を軸にいたしましたして、政府・与党

がどのように考えてまいるかにかかってくるわけでございますが、少なくともただいままでのところ、五十年年度を起点とする長期計画は策定しない。それからいろいろ大きなプロジェクトについては、その進度を調整していこうという態度をとっ

てきているわけでございます。

それで、大蔵省として来年度の態度、来年度と

うするかということでございますが、私といたしましては、いま御審議をいただいております予算並びに関連法案、これを実はどうして早く通過させて

いただくか、そればかりがいま私の考えていることでございます。来年度のことまでまだ考えが及んでいないわけでございます。精いっぱい御審議にこたえたいと思っております。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、あすを語ることのできない者に本日語る資格はない。来年のことを大蔵大臣が早く決断しないと、五十一年度の予算はもう八月ごろからわあわあ動き出すのですよ。

九月ごろには大蔵省はややふんわりしたものをつくっていくんですよ。ですから、五十一年度の財政をどうするかということは大蔵大臣が早く決断すればするほど、大蔵当局は、財政当局は、一定

の方向に財政規模というものを縮めることもできるし、それにはやはり、大蔵省としては長期計画をこうしてほしいんだということで大蔵大臣がび

ちつと腹を決めないやいかぬ。与党が何とかするでしょうなんていうんじや、それはだめですよ。この間、二十九日の晩、あなたとここでござって

やり合ったら、大蔵大臣、早速閣議でも主張し、大蔵省の案がどんどん出てきた。これはなかなか決断と実行じゃなあと、私はいま大蔵敬服して

いるんです。今度は、長期計画の問題についても早くそれをやらぬと、もう八月からは予算編成の準備が始まるんですから、悠長なことじゃだめですね。最後にあなたの見解を聞いて終わります。

らなければいかぬわけでございます。長期計画の問題も武藤委員が御指摘のとおり、この財政

硬直化打開の大きな柱の一つでもございまして。したがって、私どもが憂えておりますのは、これ以上硬直化が進まないように何としても重要な財政

を守らなければいかぬと存じておるわけでござい

ますので、どうぞそういうラインで御鞭撻を願いたいと思っております。

○武藤(山)委員 間に合うようにやるかやらぬか、あなたの決意を聞いておるんだよ。

○大平国務大臣 だから、私はそういう決意で、職責に忠実でありたいと思っておりますので、御鞭撻のほどを願いたいと思っております。

○武藤(山)委員 終わります。

○上村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十分散会

大蔵委員会議録第一号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	二	御異議	御審議
三	一	八 回り	図り
四	一	二 一 体解決	一 体どう解決
七	三	四 引き続き続いて	引き続きいて
八	一	三 わけです、	わけです。
九	二	五 けれども。	けれども、
〇	一	六 おきまして	おきまして
〇	二	五 やり	やはり
二	四	三 出かせぎ	出かせぎを
三	一	七 抑帯	抑制
三	一	末四 なければいかぬ	なければいかぬ
六	一	一 六 保有所	保育所
九	四	二 所得	利子所得
九	四	三 補促	捕捉
二〇	三	末三 ならぬと思う	ならぬと思う
二四	二	末六 基盤整理	基盤整備
二四	四	四 ありますんから	ありませんから

昭和五十年二月十九日印刷

昭和五十年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局